

# 関中 学校だより



関中学校HPにアクセス

＝ 第22号 ＝  
 令和4年10月27日発行  
 亀山市立関中学校  
 文責 岩間（校長）

学校教育目標：豊かな心を持ち、進んで行動する生徒の育成

## 令和4年度 鈴亀地区中体連新人大会が、種目ごとに行われました！ その2

10月22日（土）23日（日）に中体連新人大会の2競技が行われました。バスケットボール大会では、熱戦の末、鈴亀地区で3位になり、優秀選手に2名が選ばれました。おめでとうございます。ソフトテニス大会では、男女とも団体戦で1回戦惜敗となりました。また、個人戦では、2回戦に進出したペアがいっくつかあり、1年生は初めて出場した公式戦でしたが、今後につながる良い経験となったと思います。

### 新人大会の結果（その2）

- バスケットボール女子 第3位  
 優秀選手 青木空桜  
 優秀選手 廣森悠乃
- ソフトテニス男子団体 1回戦惜敗
- ソフトテニス女子団体 1回戦惜敗



## 関中文化祭を開催！ 発表が楽しみです！

10月29日（土）に文化祭が行われます。合唱の発表を始め、吹奏楽部や美術部の発表、職場体験の報告、有志発表の他、今年度は、関の山車保存会の方に演奏をしていただきます。どの発表も楽しみです。



参観希望の申し込みは昨日まででしたが、定員以内でしたので、小さい子どもさんも含め、全員が参観いただけます。当日は、少し寒い天候が予想されますので、暖かい服装でお越しください。明日、保護者用のプログラムを配付させていただきます。



## ＝ 11月の予定 ＝

- 2日（水） クリーン大作戦（7:30～）
- 3日（木） 文化の日（休日）
- 4日（金） 鈴亀地区駅伝大会
- 6日（日） 関宿街道まつり、PTAバザー
- 8日（火） 亀山市小中音楽会（午前）
- 9日（水） 3年環境学習（5限目）
- 10日（木） 進路説明会（5.6限目）
- 13日（日） 中庭コンサート（13:00～）
- 16日（水） 一斉下校（12:00）
- 17日（木） 一斉下校（15:10）
- テスト5日前諸活動停止
- 18日（金） 質問タイム（放課後）
- 21日（月） 質問タイム（放課後）
- 22日（火） 期末テスト第1日目
- 23日（水） 勤労感謝の日（休日）
- 24日（木） 期末テスト第2日目
- 25日（金） 期末テスト第3日目
- 28日（月） 2年救急救命講習会（午前）



## 11月6日、関宿街道まつり・PTAバザーを開催します！

PTAバザーに向けて、たくさんのバザー用物品をご寄付いただきましてありがとうございます。当初、物品収集期間を28日（金）までとしておりましたが、11月4日（金）までの受付といたします。

ただし、29日（土）以降は、すべて関中学校へ直接届けてください。関中学校の教育活動や子どもたちのため、少しでも協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 11月は、「いじめ防止強化月間」です！

学校でもいじめ防止の様々な学習や取組をしています。保護者や地域の方々にも、ぜひ協力いただきたいと思っております。裏面の三重県からの資料をご覧ください。

# 4月と11月は

# 「いじめ防止強化月間」です



趣旨

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取組を推進します。

## いじめって何？

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」より  
(平成25年9月28日施行)

具体的には・・・

- ◆ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等



## 保護者のみなさんへ

家族全員でいじめが人権侵害であることを理解するとともに、日頃から大人が規範を示しましょう。

- 子どもの自尊感情を高める言葉をかけましょう
- 子どもの規範意識を養うため、自らの言動が見本となるよう心がけましょう
- 子どもが発するサインをキャッチしましょう
- 子どもが助けを求めやすい環境を作りましょう
- いじめの防止、発見、措置に学校等と連携し、協力しましょう
- 親子で共感できる活動をしましょう
- 家族そろって地域活動に参加しましょう



## 地域のみなさんへ

いじめ問題の理解を深め、地域の子どもの守り育てていきましょう。

- 日常的に子どもたちを見守りましょう
- 地域行事等を通して子どもたちと交流を深めましょう
- いじめやいじめかなと思うことを見かけたら、学校又は関係機関(教育委員会)等へご連絡ください
- 異年齢の子どもたちが一緒に遊ぶ環境づくりをしましょう
- 学校やPTAと連携していじめ問題に取り組まましょう

三重県いじめ防止条例では、保護者の責務（第8条）、県民及び事業者の役割（第9条）に上記の責務や役割を示していますので、ご協力をお願いします。

## インターネットや携帯（スマートフォン等）を通したいじめやトラブルを防ぐために

【青少年インターネット環境整備法から要約】

**保護者の責務** 保護者はネット上には有害情報が氾濫していることを認識して、子どものネット利用のルールを決めるなど、しっかり見守る努力をする責務があります。

**保護者の義務** 子どもの携帯電話を購入する際には、携帯電話会社に「使用者が子どもであること」を申し出る義務があります。

**事業者の義務** 子どもが利用する携帯電話に、フィルタリングを提供する義務があります。フィルタリングを解除するには、保護者（親権者）の同意が必要です。

